

入札説明書

【 調 達 件 名 】

令和7年度福井労働局管下4官署で
使用する電気の調達（高圧）

福井労働局

この入札説明書は、本件調達に関し、会計法その他関係法令に定めるものの他、競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 契約を担当する官職

支出負担行為担当官 福井労働局 総務部長

2 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

(2) 調達の概略

福井労働局の出先機関である福井労働基準監督署・福井公共職業安定所、大野公共職業安定所、三国公共職業安定所の4官署の高圧受電に係る電気の調達。年間単価契約。

なお、大野公共職業安定所庁舎については、福井労働局、福井地方検察庁、福井森林管理署及び自衛隊福井地方協力本部による共同調達となるため、契約書は他の3官署分と別に作成する。

(3) 需要場所

別添「仕様書」に記載のとおり。

(4) 契約期間

令和7年4月1日 0時00分から令和8年3月31日 24時00分まで

(5) 入札の種類・方式

本件は電力の調達であるため、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」及び「国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を入札要件とした「一般競争入札最低価格落札方式・裾切り方式」により実施することとする。

なお、電子調達方式を基本とするが、紙入札を拒むものではない。

3 競争参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北

陸地域で「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

- (4) 社会保険等〔厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。〕に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の未納が無いこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 厚生労働省から指名停止を受けていない者であること。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けまたは送検されていないこと。
- (10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (11) 電源構成、非化石化証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、下記4において示す入札適合条件を満たすこと。

4 入札適合条件について

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、

- ① 二酸化炭素排出係数、
- ② 未利用エネルギー活用状況、
- ③ 再生可能エネルギー導入状況、
- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

の4項目に係る数値を様式3別紙の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

5 入札参加の申込について

電子調達システム利用による入札参加希望者は、当該システムに定める手順に従い、

- ① 「**一般競争入札参加申込及び参加資格証明書**」(様式1)
- ② 暴力団等に該当しない旨の「**誓約書**」(様式2)
- ③ 「**資格審査結果通知書(全省庁統一資格)**」の写し
- ④ 入札提出期限の直近2年間(労働保険料については2保険年度)の保険料の納付が証明できる書類
- ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ⑥ 上記4で示した**適合証明書(様式3)**及び内容を証明する**根拠書類**
- ⑦ 社会保険料等の「**保険料納付等に係る申立書**」(様式4)
- ⑧ 自己申告書(様式5)

を、令和6年11月27日(水)17時00分までに同システムにて提出することとする。

なお、関係書類は電子ファイル化(PDF等)して添付提出すること(添付書類は持参でも可)。

また、紙による入札参加を希望の場合は、上記①から⑧に加えて、⑨「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(様式6)を上記の期限までに、当課会計第一係まで提出しなければならない。

6 入札説明会

実施しない。

7 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第2号、第100条の3第3号に基づき免除とする。

8 入札書等の提出に関する事項

(1) 入札方法

入札書(様式7)に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価、燃料費調整単価)を根拠とし、当局が**別添の仕様書**で提示する各施設の予定契約電力及び月別予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を施設毎に算出して、これの合計額をもって入札金額とする。

なお、単価には「消費税」を含めた状態で計算することとするが、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の1.10分の1.00に相当する金額を入札書に記載すること。(※消費税抜きの入札金額で競争するという意味である。)

また、**入札金額内訳書(様式8)**も添付すること。

その他、料金を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、使用電力量の単位は、1キロワット時とする。
- ② 料金その他の計算における合計金額の単位は1円単位とし、円未満の端数は小数点以下を切り捨てる。
- ③ 算定における力率は当局が提示する各施設の各月の力率とすることとし、100%で計算すること。なお、力率割引がある場合には、基本料金積算時に含めて積算すること。
- ④ 発電費用等に係る燃料価格変動の燃料費調整額については、令和6年8月分(電気使用月)の単価を通年分として適用し入札金額に含めること。
- ⑤ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金並びに本件調達の対象となる国が実施する補助事業及び措置等は考慮せずに算定すること。

(2) 入札書の提出方法

電子調達システムで入札する場合は、当該システムに定める手続きに従い入札金額を入れる

こと。併せて「入札金額内訳書」(様式8)をExcel形式(Excel形式での添付が困難な場合はPDF等の形式でも可)にて添付すること。

なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。

紙による入札の場合は、「入札書」は(様式7)にて作成し、「入札金額内訳書」(様式8)と合わせて、「封筒記載例」(様式11)に基づく封筒に入れ、封印のうえ提出すること。

封筒には氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 福井労働局総務部長と記載)及び「令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達(高圧)入札書在中 第〇回目」と記載しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

また、最低金額入札者が複数ある場合は、電子調達システムを利用した電子くじにより落札者を決定するので、紙入札の場合は「電子くじ番号登録票」(様式9)も合わせて提出する必要があるが、これは封筒には入れずに会計第一係の担当者あてに手交すること。

郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 無効の入札

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札は無効とする。
- ② 国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- ③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式2)を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- ④ その他、必要事項の記載の無い入札書、内容が判然としない入札書、調達委託業務名の表示に重大な誤りがある入札書、入札金額を加除訂正した入札書、独禁法に違反し価格その他の点に関し明らかに公正な競争を不法に妨害したと認められる入札書、当該入札に対する同一人の2以上の入札書は無効とする。

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続を終了しておかなければならない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入をしておくとともに、開札時までに様式10の

「委任状」を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 入札説明書交付、入札参加申込書及び入札書提出期限、並びに、開札日について

(1) 入札説明書等交付期限及び場所

令和6年11月27日（水）12時00分まで

福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階

福井労働局 総務部総務課 会計第一係

（※郵送等希望の連絡の期限：令和6年11月20日（水）12時00分まで）

(2) 入札参加申込書等受付期限及び場所

令和6年11月27日（水）17時00分まで

電子調達システム上、または前記（1）の場所

(3) 入札書受付期限及び場所

令和6年11月29日（金）9時20分まで

電子調達システム上、または前記（1）の場所

紙入札の場合は「電子くじ番号登録票」（様式9）もこの期限までに提出すること。

(4) 開札予定日時及び場所

令和6年11月29日（金）9時30分

福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階 第3共用会議室

10 開札の立会い等について

(1) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には立会いは不要であるが、入札者またはその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくこととする。

(2) 紙による入札の場合

①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

②入札者又はその代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合

のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札等の取扱い

開札をした場合において予定価格の制限に達した価格の入札が無い時は、再度の入札（原則2回を限度）を行うが、再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

紙による入札の場合は、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、再度の入札を辞退したものとする。

電子調達システムにおいては、通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

11 落札者の決定

最低価格落札方式とする。

本入札説明書等の要件を全て満たした入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者の決定後、同結果を電子調達システム上及び当局ホームページ上で公表する。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和7年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。なお、契約条項は、「**契約書（案）（3官署分）**」（様式12）及び「**契約書（案）（大野公共職業安定所庁舎分）**」（様式13）のとおりである。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(3) 契約関係書類の取扱い

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取扱う。なお、契約書の押印は省略できないので留意すること。

- ① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責

任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

13 本件調達に関する照会先

福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階

福井労働局 総務部総務課 会計第1係 齋藤

TEL 0776-22-2655(内線5032)

14 電子調達システムについて

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達(GEPS)への利用者登録が必要である。電子調達システム操作等の問合せ先は次のとおりである。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)
- ・政府電子調達(調達ポータル) URL <https://www.p-portal.go.jp>

別添資料

仕様書

添付様式

- 一般競争入札参加申込及び参加資格証明書……………様式 1
- 誓約書……………様式 2
- 適合証明書……………様式 3
- 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況に関する区分値及び配点……………様式 3 別紙
- 保険料納付等に係る申立書……………様式 4
- 自己申告書……………様式 5
- 電子調達案件の紙入札方式での参加について……………様式 6 (※ 紙入札用)
- 入札書……………様式 7 (※ 紙入札用)
- 入札金額内訳書……………様式 8
- 電子くじ番号登録票……………様式 9 (※ 紙入札用)
- 委任状……………様式 1 0 (※ 紙入札用)
- 封筒記載例……………様式 1 1 (※ 紙入札用)
- 契約書(案)(3官署分)……………様式 1 2
- 契約書(案)(大野公共職業安定所庁舎分)……………様式 1 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿所在地
名称
代表者

一般競争入札参加申込及び参加資格証明書

下記の調達案件について、一般競争入札の参加を申し込みます。
また、入札参加者に必要な下記の資格を有することを証明します。

記

1 調達案件名

令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項の証明について

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者である。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者である。
- (3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域で「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者である。
- (4) 社会保険等〔厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険〕に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない（直近2年間の未納が無い。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 厚生労働省から指名停止を受けていない者であること。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けまたは送検されていないこと。
- (10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者である。
- (11) 電源構成、非化石化証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たしている。

3 入札参加業者情報

1 事業所名	
2 郵便番号・所在地	〒 ー
3 代表者名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 担当者所属名称	
7 担当者名	
8 担当者郵便番号・所在地	〒 ー
9 担当者電話番号	
10 担当者メールアドレス	

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

所在地

社 名

代表者名 _____

個人の場合は生年月日を記載すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~④の合計点数	
-----------	--

注1) 1の開示は経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) ①~④の「自社の基準値」及び「点数」等には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取り組みの状況
に関する区分値及び配点

要素	区分	得点
① 令和4年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

保険料納付等に係る申立書

1. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
2. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、提出日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
3. 当社（私）は、直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないことを申し立てます。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があつた場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 調達案件名

令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 調達案件名

令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

（記入例）

電子調達対応のシステム環境が整っていないため 等

入札書

件名： 令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

金額
(消費税抜き)

--	--	--	--	--	--	--	--	--

本件に係る入札説明書を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

代 理 人

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

- (注) 1 金額は算用数字で表示し、あたまを¥で止めること。
- 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

事業場名

担当者名

電子くじ番号登録票

【案件名】：令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

【電子くじ番号】

--	--	--

同価の落札となった場合に、電子くじにより落札者を決定することになりますので、任意の3桁の数字を記載してください。

- ※ 3桁の数字を入力しないと電子調達システムに登録することができず開札ができません。
- ※ 登録した電子くじ番号（3桁の数字）に、紙入札情報を登録した時間のミリ秒（3桁の数字）を加算したものが確定くじ番号となります。

参考（予算決算及び会計令 抜粋）

第83条

落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、契約担当官は直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

委任状

今般、（役職・氏名）を代理人として下記の事項
の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

委任事項：令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

住所

名称

代表者氏名

封筒記載例 (紙入札の場合のみ)

<p>住所 会社名</p> <p>令和 年 月 日</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="930 573 986 651">□</td><td data-bbox="1007 573 1062 651">□</td><td data-bbox="1086 573 1142 651">□</td><td colspan="4" data-bbox="1190 595 1406 651">□□□□□□</td></tr><tr><td colspan="7" data-bbox="922 696 1294 1626"><p>支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿</p><p>「令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達(高圧)」</p><p>入札書在中 第○回目</p></td></tr></table>	□	□	□	□□□□□□				<p>支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿</p> <p>「令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達(高圧)」</p> <p>入札書在中 第○回目</p>						
	□	□	□	□□□□□□											
<p>支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿</p> <p>「令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達(高圧)」</p> <p>入札書在中 第○回目</p>															

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記 URL の FAQ をご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQ をご確認くださいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

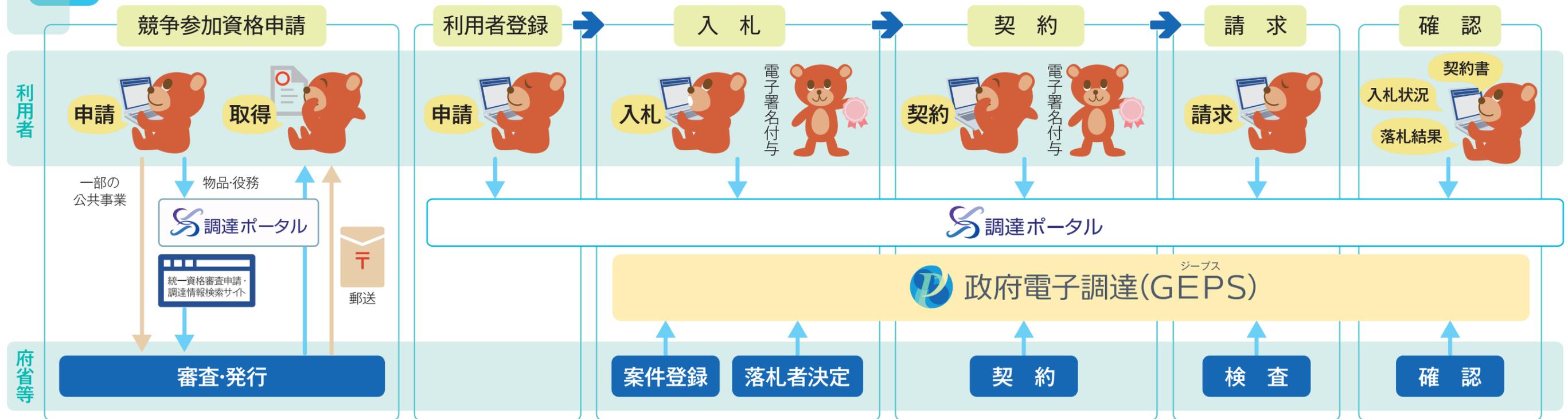
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官福井労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (以下「乙」という。)は、「令和7年度福井労働局管下3官署で使用する電気の調達(高圧)」(以下「業務」という。)に関し、下記条項により契約を締結する。この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 ○○ ○○

乙

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、甲が福井労働局管下3官署で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分までとする。

(契約電力の変更)

第4条 各月の契約電力(常時電力)は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明

らかなとき。

- 2 最大需要電力が500kw以上となる場合は、甲と乙が協議により契約電力を定める。
- 3 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲と乙が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は、当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は次のとおりとする。なお、以下の料金単価は、燃料費調整適用前の単価であり、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金単価 ○○○○. ○○円/キロワット・月

電力量料金単価 夏季(令和7年7月1日～令和7年9月30日)

○○. ○○円/キロワット時

その他季(令和7年4月1日～令和7年6月30日及び

令和7年10月1日～令和8年3月31日)

○○. ○○円/キロワット時

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 乙の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、価格を改定できる。
- 4 燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、乙の定める電力需給約款によるものとする。
- 5 本契約の対象となる国が実施する補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(費用負担)

第7条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第8条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第9条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第8条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

第10条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

- (3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（使用電力量の増減）

第11条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（計量及び検査）

第12条 計量日は、原則として毎月1日午前0：00とし、乙は、計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第13条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（契約金額の支払）

第14条 乙は、第12条に定められた検査終了後、第4条に定める契約電力に第5条第1項に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。）に、当該月における使用電力量に同項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた金額又は減じた額とする。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）を1月ごとに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。ただし、乙の定める電力需給約款において、約定期間と異なる期間（以下「早収期間」という。）の定めのある場合は、約定期間に優先して早収期間を適用する。

（遅延利息）

第15条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わない

ときは、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、前条第2項但書による場合は、乙の定める電力需給約款により算出した遅延利息を甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項但書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第5条に定める契約金額（電力量金単価）を乗じて得た額と、第4条に定める契約電力に第5条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第17条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該契約の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第21条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があ

ったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第5条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と、第4条に定める契約電力に第5条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する額を、違約金（損害賠償金の予定）として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）

が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第19条第2項、同条第3項、第22条、第25条、第26条、第28条第2項及び第32条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条第2項、同条第3項、第22条、第25条、第26条、第28条第2項及び第32条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたとき

は、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第34条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(紛争等の解決方法)

第35条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第15条、第17条、第19条第2項、第20条、第23条、第24条、第27条、第29条、第33条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

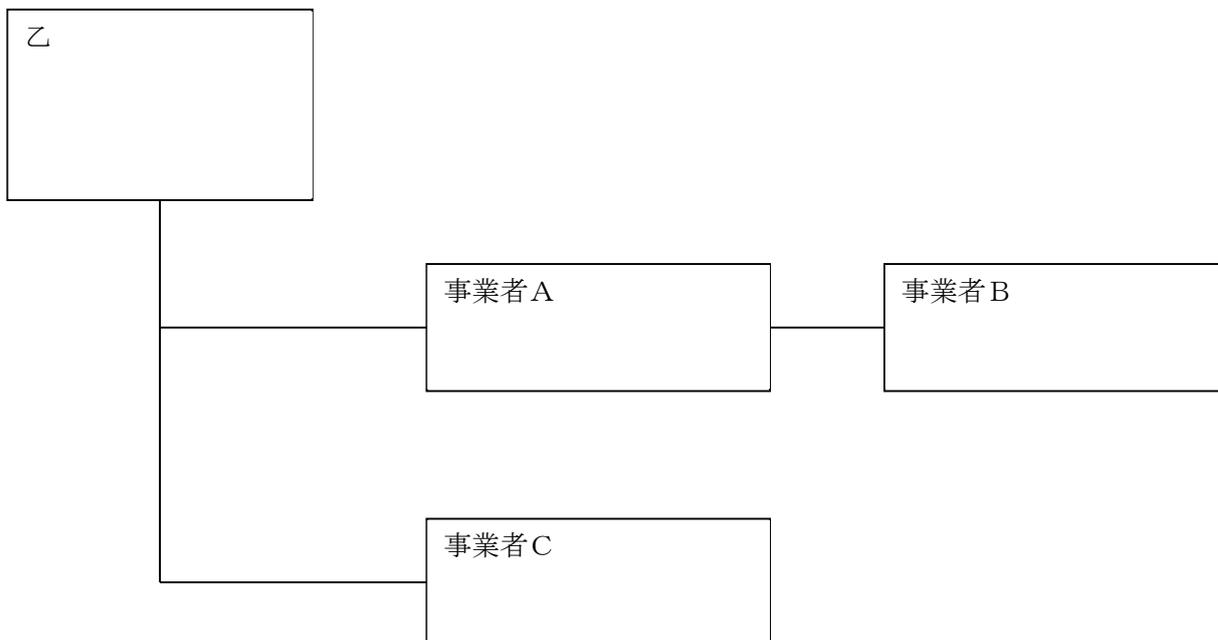
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			
C			



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官福井労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)、支出負担行為担当官 福井地方検察庁検事正 ○○ ○○ (以下「乙」という。)、分任支出負担行為担当官 福井森林管理署長 ○○ ○○ (以下「丙」という。)、分任契約担当官自衛隊福井地方協力本部長 ○○ ○○ (以下「丁」という。)と○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (以下「戊」という。) は、「令和7年度大野公共職業安定所庁舎で使用する電気の調達(高圧)」(以下「業務」という。)に関し、下記条項により契約を締結する。この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙丙丁戊が記名押印の上、甲及び戊が各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 福井県福井市春山1丁目1番54号
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 ○○ ○○

乙 福井県福井市春山1丁目1番54号
支出負担行為担当官
福井地方検察庁検事正 ○○ ○○

丙 福井県福井市春山1丁目1番54号
分任支出負担行為担当官
福井森林管理署長 ○○ ○○

丁 福井県福井市春山1丁目1番54号
分任契約担当官
自衛隊福井地方協力本部長 ○○ ○○

戊

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲、乙、丙、丁及び戊は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 戊は、別添仕様書に基づき、甲、乙、丙及び丁が大野公共職業安定所庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、甲、乙、丙及び丁は戊にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分までとする。

(契約電力の変更)

第4条 各月の契約電力(常時電力)は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきとき。

2 最大需要電力が500kw以上となる場合は、甲、乙、丙及び丁と戊が協議により契約電力を定める。

3 甲、乙、丙及び丁が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲、乙、丙及び丁と戊が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲、乙、丙及び丁は、当該協議において決定された金額を超過金として戊に支払うものとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は次のとおりとする。なお、以下の料金単価は、燃料費調整適用前の単価であり、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金単価 〇〇〇〇.〇〇円/キロワット・月

電力量料金単価 夏季(令和7年7月1日～令和7年9月30日)

〇〇.〇〇円/キロワット時

その他季(令和7年4月1日～令和7年6月30日及び

令和7年10月1日～令和8年3月31日)

〇〇.〇〇円/キロワット時

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 戊の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、価格を改定できる。

4 燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基

づく賦課金は、戊の定める電力需給約款によるものとする。

5 本契約の対象となる国が実施する補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(費用負担)

第7条 この契約書に別に定めるものを除き、戊がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、戊の負担とする。

(再委託)

第8条 戊は、業務の全部を第三者（戊の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することはできない。

2 戊は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 戊は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲、乙、丙及び丁に対しすべての責任を負うものとする。

4 戊は、業務の一部を再委託するときは、戊がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第9条 戊は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第8条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 戊は、再委託先又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲、乙、丙及び丁が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第10条 戊は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 戊は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、戊に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(使用電力量の増減)

第11条 甲、乙、丙及び丁の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第12条 計量日は、原則として毎月1日午前0:00とし、戊は、計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第13条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(契約金額の支払)

第14条 戊は、第12条に定められた検査終了後、第4条に定める契約電力に第5条第1項に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。)に、当該月における使用電力量に同項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた金額又は減じた額とする。)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。)を1月ごとに支出官福井労働局長に請求するものとする。

2 支出官福井労働局長は、請求金額を福井労働局(大野公共職業安定所)分、福井地方検察庁分、福井森林管理署分及び自衛隊福井地方協力本部分に区分し、戊から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内にそれぞれの官署から支払うものとする。ただし、戊の定める電力需給約款において、約定期間と異なる期間(以下「早収期間」という。)の定めのある場合は、約定期間に優先して早収期間を適用する。

(遅延利息)

第15条 甲、乙、丙及び丁は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として戊に支払うものとする。

2 前項にかかわらず、前条第2項但書による場合は、戊の定める電力需給約款により算出した遅延利息を甲、乙、丙及び丁に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第16条 戊は、甲、乙、丙及び丁の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 戊は、前項但書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 戊は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第18条 戊は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 戊は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 戊は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲、乙、丙及び丁の承認を受けなければならない。

4 戊は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲、乙、丙及び丁は、特に必要と認めた場合は、戊に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に戊の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 戊は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 戊は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 甲、乙、丙及び丁は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に戊は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第5条に定める契約金額（電力料金単価）を乗じて得た額と、第4条に定める契約電力に第5条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

(1) 戊が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 戊の都合により、戊が甲、乙、丙及び丁に対して本契約の解除を請求し、甲、乙、丙及び丁がそれを承認したとき。

(3) 戊の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲、乙、丙及び丁が行う検査に際し、戊又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第17条の規定に違反したとき。

3 甲、乙、丙及び丁は、戊について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲、乙、丙及び丁による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該契約の理由に係る甲、乙、丙及び丁又は戊の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第20条 戊は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲、乙、丙及び丁に損害を与えたときは、甲、乙、丙及び丁に対し、その損害を賠償するものとする。

2 戊は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲、乙、丙及び丁の意思表示があった日から10日以内に、甲、乙、丙及び丁にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲、乙、丙及び丁は、前項の請求を受けたときは、甲、乙、丙及び丁が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第21条 天災その他不可抗力又は甲、乙、丙、丁及び戊の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、戊は当該契約を履行する義務を免れ、甲、乙、丙及び丁は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲、乙、丙及び丁は、戊が本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人（戊又は戊の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 戊又は戊の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（戊の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 戊又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 戊は、本契約に関して、戊又は戊の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 戊は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 戊は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲、乙、丙及び丁が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第5条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と、第4

条に定める契約電力に第5条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する額を、違約金（損害賠償金の予定）として甲、乙、丙及び丁の指定する期間内に甲、乙、丙及び丁に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 戊又は戊の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 戊は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲、乙、丙及び丁に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲、乙、丙及び丁がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第24条 戊が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、戊は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲、乙、丙及び丁に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲、乙、丙及び丁は、戊が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- （行為要件に基づく契約解除）

第26条 甲、乙、丙及び丁は、戊が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行

為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 戊は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 戊は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 戊は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲、乙、丙及び丁は、第19条第2項、同条第3項、第22条、第25条、第26条、第28条第2項及び第32条の規定により本契約を解除した場合は、これにより戊に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 戊は、甲、乙、丙及び丁が第19条第2項、同条第3項、第22条、第25条、第26条、第28条第2項及び第32条の規定により本契約を解除した場合において、甲、乙、丙及び丁に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 戊は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 戊は、戊又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲、乙、丙及び丁は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の

手続を要せず、戊に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 戊又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 戊が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 戊が、戊又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、戊は、違約金として、甲、乙、丙及び丁の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲、乙、丙及び丁が指定する期日までに支払わなければならない。

2 戊は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、戊に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲、乙、丙及び丁がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第34条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(紛争等の解決方法)

第35条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第15条、第17条、第19条第2項、第20条、第23条、第24条、第27条、第29条、第33条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（戊が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			
C			

